

## Ⅱ 教 務 関 係

### 鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに 課程修了の認定等に関する規則

#### 第 1 章 定期試験

**第 1 条** 定期試験は、各学期末に実施する。

2 中間試験は、必要のある授業科目（以下「科目」という。）について各学期の中間に実施する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、平素の成績で評価のできる科目は、定期試験を行わないことがある。

**第 2 条** 定期試験を、病気、忌引、その他やむを得ない理由により受けられなかった者に対しては、本人の願出により追試験を行うことがある。

#### 第 2 章 学業成績評価

**第 3 条** 学業成績（以下「成績」という。）の評価は、出席時数が所定の授業時数の 5 分の 4 以上の科目についてのみ行う。

2 出席時数の算出方法については、別に定める。

**第 4 条** 成績は、定期及びその他の試験、学習態度、出席状況等を総合して科目ごとに原則として 100 点法で評価する。

2 成績を 100 点法で評価しない科目については、別に定める。

**第 5 条** 学期末には、その学期の成績を評価する。

2 通年で開講される科目の学年の成績は、各学期の成績に基づいて学年末に評価する。

3 一つの学期で終了する科目の学年の成績は、原則としてその学期末の成績とする。

**第 6 条** 学年の成績の評価は、次の各号のとおりとする。

(1) 100 点法で評価する科目

優 …………… 80 点から 100 点まで

良 …………… 70 点から 79 点まで

可 …………… 60 点から 69 点まで

不可 …… 59 点以下

(2) 100 点法で評価しない科目

合 …………… 合格

否 …………… 不合格

**第 7 条** 定期試験及び中間試験において不正行為を行った者は、その時以降の当該試験中の受験を停止させ、その期間中に実施された全科目の得点は 0 点とする。

### 第3章 修得及び単位の認定

**第8条** 学年の成績の評語が、優・良・可・合のいずれかである科目に対しては、その科目を修得したものととして所定の単位を認定する。

2 修得単位数には、鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第27条、第31条及び第32条の規定により、認定された単位数も含めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、現学年に留められた者の当該学年の科目については、別に定める科目を除き、再履修するものとする。

**第8条の2** 学則第14条第2項の別表第1に規定する特別学修A及び別表第2に規定する特別学修Bについては、各種技能検定試験等のうち、本校が教員の指導の下に学習し、合格した場合に単位の修得を認定することが適当であると認めるものであって、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項に規定する特別学修A又は特別学修Bについては、本校における授業科目の修得とみなし、申請により所定の単位の取得を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。

3 特別学修A及び特別学修Bとして認定する単位数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

4 第2項の規定に基づき、単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書（別紙様式）に、単位の認定を受けようとする技能検定等の合格を証する書類を添付して、校長に申請しなければならない。この申請は、毎年2月中に行わなければならない。

5 第2項により認定された単位は、学年進級及び卒業の要件を満たすことのできる単位とする。

**第8条の3** 学則第32条第1項に規定する、その他文部科学大臣が別に定める学修の、本校における授業科目の履修とみなすことのできる科目を、特別学修Cとし、各種技能検定試験等のうち、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項に規定する特別学修Cについては、申請により所定の単位を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。

3 特別学修Cとして認定する単位数は、別表第3に定めるとおりとする。

4 第2項の規定に基づき、単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書（別紙様式）に、単位の認定を受けようとする技能検定等の合格を証する書類を添付して、校長に申請しなければならない。この申請は、毎年2月中に行わなければならない。

5 第2項により認定された単位は、学則第14条第2項の別表第1又は別表第2の定めるB群科目の修得単位とみなし、学年進級及び卒業の要件を満たすことのできる単位とする。

**第8条の4** 第8条の2第2項及び前条第2項の規定により、認定することのできる単位は、同一年度内においてはその合計が6単位を超えてはならない。

2 第8条の2第1項及び前条第1項に規定する技能検定試験等のうち、複数の階級のあるも

のについて、同時に複数の階級に合格した場合には、別表第1及び別表第2並びに別表第3において上位の階級について、定められた単位数を認定する。

- 3 第8条の2第1項及び前条第1項に規定する技能検定試験等のうち複数の階級のあるものについて、下位の階級に合格した後に上位の階級に合格した場合は、別表第1及び別表第2並びに別表第3に定められた上位の階級に対応する単位数から、下位の階級に対応する単位数を控除した単位数を認定する。

#### 第4章 課程修了の認定

**第9条** 学年の課程修了の認定は、進級判定会議又は卒業判定会議において審議の上、校長が行う。

**第10条** 第1学年から第4学年については、次の各号のうち当該学年に関わる要件を満たした者は、その学年の課程を修了した者と認める。

- (1) 当該学年中に出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である者
- (2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得した者
- (3) 第1学年末において、修得単位の合計が25単位以上の者
- (4) 第2学年末において、第1学年からの修得単位の累計が53単位以上の者
- (5) 第3学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目58単位、専門科目28単位を含んで94単位以上の者
- (6) 第4学年末において、第1学年からの修得単位の累計に本校が第5学年で開講する授業科目の履修可能単位数を加えれば、一般科目75単位、専門科目82単位を含んで167単位以上の者
- (7) 当該学年で実施された特別活動の出席時数が、所定の時数の5分の4以上である者

**第11条** 次の各号に該当する者は、第5学年の課程を修了した者と認める。

- (1) 当該学年中に出席した日数が、出席すべき日数の3分の2以上である者
- (2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得している者
- (3) 学科が指定する科目の単位を修得している者
- (4) 当該学年までに一般科目75単位、専門科目82単位を含んで167単位以上修得している者

**第12条** 前2条の出席すべき日数は、学則に規定する休業日以外のすべての日数とする。

**第13条** 第1学年から第4学年までの各学年の課程を修了した者は、それぞれ上級学年に進級させる。

**第14条** 同一学年に2回以上留め置かれた者は、原則として在学することはできない。ただし、休学による場合を除く。

**第15条** 第9条の規定にかかわらず、退学する者の取扱いについては、校長が別に定める。

## 第5章 再試験

**第16条** 進級者の不可の科目については、原則として再試験を行い、進級者の否の科目については再試験を行わない。

2 再試験を行わなくてもよい科目については、別に定める。

**第17条** 再試験による単位修得の可否の確認は、教務委員会において行う。ただし、実技をともなう科目については、再試験を行わないことがある。

**第18条** 再試験によって修得した科目の評価は、60点とする。

### 附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度の第2学年以上に係る者については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 附則のただし書きを削る。

3 昭和53年度の第3学年以上に係る者については、学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定（Ⅱ）を適用する。

### 附 則

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定（Ⅱ）は廃止する。

### 附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成3年11月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

### 附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年3月31日において現に在学するもの（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第10条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に不可となった科目の再試験の評価に関しては、第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年6月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成18年11月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者（以下この項目において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 特別学修A

名称・資格・得点		単位数	表記	備考
TOEIC	850点以上	6	TOEIC	
	700—849	4		
	500—699	2		
	400—499	1		
ドイツ語検定	3級	2	独語検	
	4級	1		
法学検定	4級	2	法学検	
海外語学研修		1		
シンガポール学生交流		1		
教養講座 I				詳細は別途定める

別表第2 特別学修B

名称・資格・得点		単位数	表記	備考
技術士第一次試験		4		
水質関係第一種 公害防止管理者試験		4		
危険物取扱者試験	乙種第4類	1		
陸上無線技術士	1級	4	陸上無線 技術士	
	2級	2		
電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
	3種	2		
ボイラー技士	2級	1	ボイラー	
工事担任者試験	AI第1～3種	1	工事担任 者	
	DD第1～3種			
情報処理技術者試験	ITストラテジスト	3	情報処理	8科目中1科目選択
	システムアーキテクト			
	プロジェクトマネージャ			
	ネットワークスペシャリスト			
	データベーススペシャリスト			
	エンベデッドシステムスペシャリスト			
	情報セキュリティスペシャリスト			
	ITサービスマネージャ			
応用情報技術者	2			
基本情報技術者	1			
土木施工技術者試験		1	土木施工	
教養講座 II				詳細は別途定める

別表第3 特別学修C

名称・資格・得点		単位数	表記	一般科目・専門科目の別 備考
実用英語技能検定	1級	6	実用英検	一般科目
	準1級	4		
	2級	2		
工業英語能力検定	1級	6	工業英検	一般科目
	2級	4		
	3級	2		
日本漢字能力検定	1級	4	漢字検定	一般科目
	準1級	3		
	2級	2		
デジタル技術検定	1級	4	デジタル	専門科目 制御部門に限る 3級は3年次までの合格に限る
	2級	2		
	3級	1		

